

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、主人に勧められ昭和 50 年 9 月ごろに A 町（現在は、B 市）役場の窓口で手続をして、国民年金に任意で加入した。

保険料は、加入後の昭和 50 年 9 月から第 3 号被保険者の制度ができる前の 61 年 3 月まで、納期ごとに A 町役場の窓口で納めてきた。申立期間の保険料は 6,800 円ぐらいだった。

申立期間もきちんと納めていたはずなので、未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は昭和 50 年 9 月に国民年金に任意で加入し、加入後は申立期間を除き未納は無いことから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録及び B 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿、電子データ）では、申立期間は、未加入期間として取り扱われているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には被保険者の種別「任」、被保険者でなくなった日「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載され、「B 市 C 区」の押印があることを踏まえると、B 市が政令指定都市となった月以降に記載されたものと考えられることから、この時点において申立人は申立期間についても継続して被保険者であったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年2月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年6月から49年2月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで

国民年金の加入期間については、申立期間を含めてすべて保険料を納付していたと思う。

女性の集金人が来て納付した記憶があり、私の兄も当時近くに住んでいたが、やはり女性の集金人が来て納付したと言っている。

申立期間について、未納の記録となっていることは納得できないので、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に近接する昭和48年5月の国民年金保険料については、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の収納一覧表の記録により、未納から納付済みに訂正されており、行政側の納付記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

また、申立人は、「女性の集金人が来てくれて納付していた。」と主張しているところ、申立人が居住していたA市B区役所では、申立期間当時、国民年金協力員（非常勤職員）による国民年金保険料の徴収を2か月ごとに年6回行っていたとしており、申立人の主張と符合する。

さらに、申立期間当時、申立人の近所に居住していた申立人の兄は、「弟からは、当時国民年金保険料を納めていた話を聞いている。」と証言している。

加えて、申立期間は21か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金の加入期間について未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年1月まで
申立期間の保険料については、納税組合で納付していた。
当時の納税組合長はAという人だった。
間違いなく納付していたので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間である上、申立期間以外の国民年金保険料に未納は無い。

また、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は、申立期間中の昭和40年10月12日付けで、夫の死亡に伴うとみられる国民年金被保険者資格の任意から強制への種別変更手続を行っていることが確認できることから、このような手続を行いながら申立期間の保険料を納付していないのは不自然である。

さらに、申立期間後の昭和41年4月から同年6月までについては、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、厚生年金保険の被保険者でありながら国民年金保険料も納付したため、後に還付された事蹟が確認でき、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 6 月から 48 年 5 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①については、社会保険庁(当時)の国民年金の記録では未加入となっていて保険料は納付していないことになっているが、1 年分まとめて納付した記憶があるので調査してほしい。その時一緒に元夫の保険料も 2 年分納付した記憶がある。

申立期間②については、税金等は忘れずに必ず納付しており、国民年金保険料も納付しているはずなので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については 3 か月と短期間である上、申立人は、当時、付加年金にも加入し、国民年金の加入期間は申立期間以外には未納は無く、納付意識は高かったものと思われ、申立期間の保険料を納付していないのは不自然である。

一方、申立期間①については A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）によれば、昭和 48 年 6 月 1 日に資格を取得していることが確認でき、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録とも一致しており、申立期間は未加入期間であるため納付書は発行されなかったものと思われる。

また、申立人は申立期間の保険料 1 年分と元夫の保険料 2 年分をまとめて一緒に納付したと述べているところ、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人の昭和 48 年 6 月から 49 年 3 月までの保険料が、

元夫の 47 年 11 月から 49 年 3 月までの保険料と同日（昭和 50 年 1 月 24 日）に納付されており、ほかにこのような保険料の納付を行っている期間が無い場合、申立人の記憶違いの可能性があるとされる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から同年 10 月までのうち 6 か月

私は、会社を辞める時に国民年金に加入するように勧められ、A 市役所で国民年金の加入手続をした。1 年分の国民年金保険料は納められなかったため 3 か月分を納め、2 回目は納付期限を過ぎてから市役所に行ったため納付書を再発行してもらい 3 か月分を納めた。

納めた国民年金保険料額は、2 回とも 1 万 5,000 円程度だったと記憶している。国民年金保険料を納めたのは確かなので、国民年金保険料を全く納めていないという社会保険事務所（当時）の記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人が納めたとする 3 か月分の国民年金保険料額 1 万 5,000 円は、当時の 3 か月分の保険料額とおおむね合致するほか、A 市は当時「3 か月納付方式」で、申立人が述べている納付方法と一致していることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号の払出日は昭和 57 年 5 月 7 日と確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年4月21日、申立期間②の同社C支店の資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を4万2,000円、申立期間②の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月21日から同年5月21日まで
② 平成4年3月31日から同年4月1日まで

私は、転職も無く、昭和37年2月から平成16年3月までの42年2か月間A社に勤務した。昭和45年4月にB支店転勤の発令を受け、3年間勤務し、48年5月に本社に転勤した。

また、平成4年3月にC支店から本社転勤の発令を受け、5年間勤務し、9年4月にC支店に転勤した。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、昭和45年4月21日から同年5月21日までの期間及び平成4年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②については、A社が交付した在職証明書及び雇用保険の加入記録並びに同僚の証言から判断すると、同社に継続して勤務し（昭和45年4月21日にA社C支店から同社B支店に、平成4年4月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人に係る昭和45年5月及び平成4年2月のオンライン記録から、申立期間①については4万2,000円、申立期間②については44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所（当時）に対し誤った届出を行ったことを認めており、事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月及び平成4年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和49年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月20日から同年12月17日まで

昭和47年4月1日にA社に入社し、同社C事業所へ配属となり、49年11月20日付けで同社B事業所へ転勤したが、この期間は継続して勤務していた。

また、入社以来の給与明細書を保管しており、所定の厚生年金保険料を控除されているので、この期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する社員台帳及び申立人が保管する給与明細書により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和49年11月20日にA社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年7月1日から36年5月19日まで

A事業所の作業員として昭和34年4月1日から36年5月18日まで勤務した人事記録があるのに、社会保険事務所(当時)の記録では、35年7月1日から36年5月19日までの期間の厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する人事記録及びA事業所の回答により、申立人は、A事業所に昭和36年5月18日まで継続して勤務していたことが認められる。

そして、申立人は、申立期間について、業務内容や勤務形態に変更はなかったと述べている上、A事業所も、「人事記録により、申立人は、申立期間について継続して勤務していたことが確認できる。なぜ、昭和35年7月1日に厚生年金保険の加入期間が切れているのか分からない。」と証言していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、人事記録の賃金額から7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や

事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 35 年 7 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月から 36 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成18年6月29日の標準賞与額に係る記録を、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月29日

A社において平成18年6月29日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、同社から賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成18年6月29日の標準賞与額に係る記録を、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月29日

A社において平成18年6月29日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、同社から賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成18年6月29日の標準賞与額に係る記録を、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月29日

A社において平成18年6月29日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、同社から賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 16 日から 36 年 3 月 1 日まで

申立期間当時、一緒に働いていた後輩が厚生年金保険を受給していると聞き、自分の分はどうなっているのか社会保険事務所（当時）へ問い合わせたところ、脱退手当金を受給していると回答があった。

結婚のため会社を退職したが、脱退手当金を受け取った記憶が一切無いので申立期間を厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 9 か月（21 か月）後の昭和 37 年 11 月 30 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 36 年 4 月に婚姻・改姓し、その後の脱退手当金の支給決定までに 1 年以上が経過していることから申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和56年2月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月2日から同年3月2日まで
昭和56年2月1日にA社本社から、同社B営業所に転勤異動となった。

社会保険事務所(当時)の回答によると、昭和56年2月2日から同年3月2日まで厚生年金保険の加入記録が無いが、休職や転職、退職等は一度も無く、その間給与は受給しており厚生年金保険料も控除されていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が提出した給料台帳、社員名簿及び辞令控により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し(昭和56年2月1日にA社本社から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B営業所における昭和56年3月のオンライン記録及び給料台帳の厚生年金保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、申立期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としているが、同社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によ

れば、同社B営業所における申立人の資格取得年月日は昭和 56 年 3 月 2 日と届出されており、この結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶A（船舶所有者 B社）における船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和36年10月20日に、資格喪失日に係る記録を37年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月20日から37年3月27日まで
私が所持している船員手帳には、船舶Aに昭和36年10月20日に雇入れ、37年3月27日に雇止めの記載があるが、申立期間について船員保険に未加入となっている。

申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録及び同僚の証言により、申立人が申立期間において甲板員として船舶Aに乗船していたことが確認できる。

また、船舶Aの船員保険被保険者名簿によると、申立期間とほぼ一致する期間において、13人が船員保険被保険者の資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立人及び同僚が説明している申立期間当時の船員数と船員保険の被保険者数がおおむね一致すること、加えて、操機長であった同僚から、「当時、職種、年齢等の違いで乗組員の待遇に差があったとは思えないことから、船員保険の保険料を給与から引かれていたはずだ。」との証言が得られたことから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての船員が船員保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、船員保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、船員保険被保険者名簿に記載されている甲板員である同僚の昭和 36 年 10 月の記録から 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は既に廃業しており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、これを確認することはできないが、申立期間に係る船員保険被保険者名簿の被保険者証記号番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われていないと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 10 月から 37 年 2 月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

平成元年4月1日から2年2月28日まで勤務したA社の厚生年金保険加入期間について照会したところ、資格喪失日が同年2月28日になっているとの回答をもらった。

A社には平成2年2月28日まで在籍し、保管している給料支払明細書によると、同年2月の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及び平成2年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人がA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年1月のオンライン記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を事業主が納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が平成2年2月28日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 9 月まで

私は、短大卒業後 A 町役場（現在は、B 市 C 区）に就職したが、採用後 6 か月間は臨時職員であり、その後正職員になる決まりであったので、それまでは国民年金に加入しなければならないと担当職員に教えられ、昭和 37 年 4 月から国民年金に加入した。

国民年金保険料は、地区の納税貯蓄組合の集金で納付した記憶があるので、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 市は、申立人の国民年金被保険者名簿は無いと回答していることから、申立期間は国民年金には未加入であり、国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立人は、国民年金保険料を D 納税貯蓄組合で納付したと主張しているところ、同組合の設立は申立期間後の昭和 44 年 1 月であることが確認できる。

さらに、実際に納付していたとする父は既に死亡しており、保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から 63 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から 63 年 11 月まで
国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

会社を 20 回以上変わっているが、必ず国民年金の手続をしており、国民年金保険料は 60 歳前は免除を受けたことがあるが納付している。

申立期間当時は、子供たちが小・中学生で国民健康保険料や国民年金保険料を納付しており保険証も病院で利用していた。その当時は、妻もパートで働いており、A 銀行か市役所で納付したと言っているので申立期間を納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）では、申立人は、昭和 59 年 5 月 1 日に資格喪失後、平成 9 年 1 月 20 日に資格取得するまで国民年金の加入記録は無く、申立期間は未加入期間となっており、納付書は発行されなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の「被保険者でなくなった日」欄に昭和 59 年 5 月 1 日、「被保険者となった日」欄に平成 9 年 1 月 20 日と記載されており、前述の B 市の名簿の記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年7月から63年3月まで

申立期間当時は、飲食店を経営しており、その当時は景気が良くA銀行B支店の行員が毎月集金に来ていたので、保険料は妻の分と一緒に納めていた。

保険料については、確定申告で計上している。税理士を頼み毎月1回店に来てもらい指導を受けていて、1年間の確定申告書を作成してもらっていた。当時の申告書を見付けたので申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の確定申告書控によると、昭和56年、60年、61年及び62年分の同申告書控に社会保険料控除額としてそれぞれ国民年金の支払保険料の額が記載されているが、その額は一人分の金額に相当しており、申立人及びその妻は、妻の名前で確定申告をしたことが無いと述べていることから、当該4年分については、国民年金保険料が納付済みとなっている妻の保険料分を計上したものと推察される。

また、C市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）では、申立期間の保険料が未納となっている上、同名簿（紙名簿）の備考欄には、「アンケート 個人年金に加入中しばらく休むとのこと S57.12.9」との記載がある。

さらに、申立人はA銀行B支店の行員が集金に来ていたと主張しているが、同支店は昭和55年5月の開設であり、当該金融機関がそれ以降集金していたとしても7年以上にわたり記録を誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から47年4月まで

夫が厚生年金保険の資格を喪失した昭和47年9月に、夫と一緒に国民年金の加入手続をした。

保険料は、当時、A市B地域を収集していた、会社を退職した70歳ぐらいの方に支払ったので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和51年4月30日に夫婦連番で払い出されており、この時点で、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である上、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに年金手帳があった記憶は無いと述べており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は夫が厚生年金保険の被保険者であり、同期間は任意加入期間となるため、申立人が加入手続をしたと主張する昭和47年9月に申立期間に^{さかのぼ}遡って加入手続及び保険料の納付が行われたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から49年3月まで

私が20歳になったときに、母が国民年金への加入手続きを行い、保険料を納めていてくれた。

A市B地区にある市役所の支所か出張所があり、母はそこに家族の分の国民年金保険料を納めに行っていたとしており、私も母の代りに保険料を納めに1、2回行った記憶がある。

その時の領収書が無いので確かではないが、未納の期間があるのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年3月28日に払い出されており、申立人が所持している国民年金手帳の発行年月日も同年5月21日となっていることから、申立期間の大部分は時効により納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母は、市役所の支所か出張所に国民年金保険料を納めに行っていたと述べており、A市D出張所があったことは確認できたが、同市の出張所は昭和44年3月31日をもってすべて廃止されているため、同年4月以降、申立人の母が当該出張所に国民年金保険料を納めることはできない。

さらに、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から49年3月まで

私は、昭和46年1月に結婚し、しばらくは国民年金に加入していなかったが、義母が国民年金への加入手続を行い、保険料を納めていてくれた。

A市B地区に市役所の支所か出張所があり、義母はそこに家族の分の国民年金保険料を納めに行っていたとしている。その時の領収書が無いので確かではないが、夫や私に未納期間があるのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母は、市役所の支所か出張所に国民年金保険料を納めに行っていたと述べており、A市C出張所があったことは確認できたが、同市の出張所は昭和44年3月31日をもってすべて廃止されているため、同年4月以降、申立人の義母が当該出張所に国民年金保険料を納めることはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年3月28日に払い出されており、申立人が所持している国民年金手帳の発行年月日も同年5月21日となっていることから、少なくとも昭和46年10月から48年3月までは過年度納付となり、申立人の義母が述べている市役所の出張所で納付することはできない。

さらに、義母は家族の分の保険料も一緒に納めていたと述べているが、息子である申立人の夫も申立期間は未納となっている。

このほか、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号が

払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月から同年 9 月まで
私が会社を退職した後、A市の職員が自宅に来て、国民年金の加入を勧められたため、次の会社に入社するまでの3か月分の国民年金保険料を納付した。
申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人が平成 11 年 7 月 26 日に第 2 号被保険者の資格を喪失後、第 1 号被保険者への種別変更が行われたことが確認できず、申立期間は未加入期間である。

また、申立人は、A市から国民年金の加入勧奨を受けたことは記憶しているものの、加入手続を行った記憶は無く、保険料の納付は申立人の妻が行ったとしている。これについて、申立人の妻は、申立人の保険料を納付していたと主張するものの、保険料の額、納付方法の記憶が明確でないことから、当時の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 16 日から同年 12 月 1 日まで

私は、平成 2 年 9 月 16 日から A 社が経営する「B 事業所」に勤め、同年 12 月 1 日からは経営者が C 社に変わったものの、引き続き同事業所に勤務し、3 年 9 月 16 日に退職した。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、A 社に勤務していた期間が厚生年金保険の加入期間として漏れているので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、当時の事業主は、「採用者全員だったのか否かについては分からないが、当時は 3 か月の試用期間があり、厚生年金保険及び健康保険には加入させていなかった。雇用保険については入社時から加入させていた。」と述べており、複数の同僚も、「職務経験の無かった者などについては 2 か月から 3 か月程度の試用期間があったと思う。」と述べている。

また、申立人と同じ仕事をしていた元同僚 5 人について、入社時から厚生年金保険に加入している 3 人は当該事業所での勤務の前に他の事業所での加入記録が確認できるが、入社時には加入しておらず申立人と同日に加入している 2 人は、他の事業所での加入記録が確認できない。

さらに、申立期間当時、A 社が加入していた厚生年金基金では、申立人の加入記録は確認できないとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらな

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 49 年 6 月 24 日まで

申立期間については、社会保険事務所（当時）から厚生年金保険の加入期間が見当たりませんでしたとの回答があった。

私は、A社に社員として入社し、主にセールスの教育及び商品管理の仕事をしていた。所属はB営業所（又は支店）管轄のC営業所と記憶している。最初、営業所はD市E地区にあり、その後は同市F地区に移転した。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

関連会社のG社の元代表取締役及びA社C営業所の元同僚の証言から、申立人が申立期間に、同営業所において事務担当者として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、G社の元代表取締役は、「自分は、G社の社員として勤務するまで、A社B営業所の所長をしていたが、個人事業主として商品の販売をしていたため、雇用関係は無く、国民年金に加入していた。」と述べている。

また、元C営業所長は既に死亡しており、事業を引き継いだとする営業所長も、営業所は独立採算で、従業員との雇用関係は無く、各自が国民年金に加入していると述べている。

さらに、オンライン記録によれば、A社C営業所は厚生年金保険の適用事業所として記録が確認できない上、適用事業所となっている類似の事業所についても、申立人の加入記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

私は昭和 31 年 4 月に A 社に事務員として入社し、厚生年金保険に加入したと思っていた。ねんきん特別便の相談に社会保険事務所（当時）へ行った際、社員は 30 年 12 月に厚生年金保険に加入したと言われたが、私だけ 3 年も厚生年金保険に加入していないのが不思議なので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるが、勤務期間を特定するまでの証言は得られなかった。

また、申立人と同じ事務の仕事で、同一日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚（女性）は、申立人よりも前から勤務していたとしている上、入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえず加入させない期間があった旨の証言をしていることから、当該事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

さらに、事業主は既に亡くなっている上、実際に社会保険の加入手続をしたとする事業主の息子も既に亡くなっていることから、当時の厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 4 月の採用時から平成 2 年 7 月 31 日付けの希望退職時まで、継続して A 事業所に勤務していた。

便宜上とのことから、A 事業所の事業主の親族が事業主となっている B 社の社員として業務に従事しており、平成 2 年に C 社が設立されてからは同社の社員として業務に従事していた。

同一事業所に勤務していたのに、申立期間の 1 か月間の記録が未加入となっているのはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所に勤務したとしているところ、雇用保険の加入記録から申立期間に係る事業所名は C 社であることが確認できる上、元代表取締役が、申立人は平成 2 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日まで勤務していたと回答していることから、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C 社は、登記事項証明書によると、会社設立年月日が平成 2 年 4 月 26 日であることが確認できるが、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 6 月 1 日であることから、申立期間は適用事業所ではない。

また、C 社の元代表取締役は、平成 2 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になったことについて、新規適用事業所の届出を同年 5 月に行ったためと思われると証言している上、元代表取締役の厚生年金保険の加入記録も申立人の資格取得日と同日になっている。

さらに、当該事業所が保管している申立人の賃金台帳には、給与から申

立期間に係る厚生年金保険料が控除された記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月から23年3月まで

私は、申立期間についてA県B市にあったC社D事業所（現在は、E社）で昭和22年8月ごろから23年3月ごろまで働いていたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の勤務状況等に関する詳細な記憶から、申立人は、申立期間についてC社D事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、E社の子会社で、当時の資料を管理しているF社G事務所は、「人事記録等が記載されている『個人カード』及び社会保険の記録等が記載されている『年金カード』のいずれにも申立人の氏名は無い。正職員になるまでは1、2年間の見習期間があった。」と回答している。

また、申立人は、元上司については姓のみを記憶しているとしているが、上記事務所は、申立期間においてその元上司と同姓の厚生年金保険被保険者は見当たらないとしている上、申立人は、他に一緒に勤務していた同僚を記憶していないことから、当時の状況について確認できる証言等を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録で申立期間に厚生年金保険の加入記録がある者6名に照会したところ、回答のあった5名はいずれも申立人を記憶していない。

加えて、オンライン記録において確認できる昭和22年4月から23年4月までの期間で厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 37 年 4 月 1 日に公務員として採用されるまでの間、35 年 1 月 12 日から A 事業所（現在は、B 事業所）で事務補助員として勤務していた。

申立期間が未加入となっていることは納得できないので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所の在職証明書及び人事記録により、申立人が A 事業所に事務補助員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 事業所における厚生年金保険被保険者の加入記録を調査したところ、申立人と同様に昭和 36 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、37 年 4 月 1 日に公務員共済組合に加入している者が、申立人のほかに 2 名確認できることから、同事業所において何らかの事情により 36 年 11 月 1 日に被保険者資格を喪失させたことがうかがわれる。

また、申立人と同様に、事務補助員から公務員に採用された元同僚 2 名は、事務補助員であっても厚生年金保険に加入しない者がいたと回答している。

さらに、B 事業所は、仮に申立人から厚生年金保険料を控除し社会保険事務所（当時）へ納付していなかったとすれば会計上の収支のバランスを欠くことになり、そのようなことは考えられないとしている。

このほか、B 事業所は、当時の賃金台帳等は保存しておらず当時の状況は不明であると回答しており、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から平成元年 7 月まで

私は、普通二種の免許を取得していたので、各種保険があるというA社に入社した。申立期間中に、病院に通った際、社会保険の健康保険被保険者証も使用した。厚生年金保険に未加入であるとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち昭和 63 年 3 月 1 日から平成元年 5 月 31 日までの期間について雇用保険の加入記録が確認できること、及び元同僚の証言から、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、申立人と同じ職種であり途中から厚生年金保険に加入した元同僚は、「A社では厚生年金保険の加入は任意であった。当時私は農業をしていたので、国民年金に加入したまま勤務していた。国民年金に加入していた期間は雇用保険にも加入していた。」と述べている。

また、当該事業所は既に破産し厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の代表取締役も死亡しているほか、当該事業所の元事務員は、当該事業所が破産したときに人事記録や賃金台帳等の資料は処分したとしている。

さらに、申立期間のうち昭和 61 年 4 月以降の期間については、申立人は国民年金に加入し、平成元年 5 月から同年 9 月までの期間は保険料納付済期間であることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時、病院に通い健康保険証を使用したとしているところ、通院したとする病院は当時の診療記録は残っていないとしており、使用した健康保険証の種類について確認することができない。

なお、申立期間について、A社の当時の代表取締役は、ほかに事業所を

2社経営していたため、それらの事業所についてもオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月1日から29年4月1日まで
② 昭和34年10月1日から35年7月1日まで

申立期間①については、同僚と一緒にA社（現在は、B社）、申立期間②については、C社D営業所（現在は、E社）で勤務していた。

50年以上前のことであり、保険料控除等の記憶はほとんど無いが、一緒に入社した同僚を覚えているなど、申立期間に勤務していたことは間違いないと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が一緒に入社したと記憶する同僚は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載されていないことから特定することができない上、申立期間に当該事業所の厚生年金保険被保険者であった13名のうち所在が確認できた1名に照会したところ、「申立人を知らない。」としており、申立人の勤務実態についての確認ができない。

また、当該事業所の当時の役員は、「申立人を知らない。」としている上、B社は、「平成10年以前のA社に関する資料は保存していない。」としているため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人が勤務したとしているC社D営業所は申立期間当時、本社の「C社F工場」が厚生年金保険の適用事業所となっていたが、申立期間に同社D営業所で勤務し、厚生年金保険被保険者であった

者のうち所在が確認できた2名に照会したところ、「申立人を知らない。」としており、申立人の勤務実態についての確認ができない。

また、当時の代表取締役は既に死亡しており、当時の厚生年金保険に係る事務担当者に照会を行ったが回答を得られない上、E社は、「当時の人事記録等の関連資料は保存していない。」と回答しているため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、C社F工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 8 月 9 日まで
社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 8 月 9 日までの期間は厚生年金保険に加入していないとの回答をもらった。

私は、昭和 32 年 6 月の入社から継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

なお、会社は社名変更後、経営不振のため昭和 36 年ごろに会社更生法に基づく更正手続開始の申立てを行い、適用までには至らなかったが、その前後に一時、厚生年金保険料を滞納したため、社会保険事務関係の責任者であった私は、社会保険事務所の徴収課に幾度となく出向いて各種手続等を行ったことは記憶している。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間について、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票によると、代表取締役を除き全社員が昭和 36 年 9 月 1 日までに被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当時の同僚は、「A社は、当時、会社更生法の適用を模索しており、従業員はバラバラになった。」と証言している。

また、申立人及び元同僚は、昭和 36 年ごろ会社更生法に基づく更正手続開始の申立てを行ったと述べており、申立人は、当時、社会保険関係事務の責任者であり、保険料の滞納により幾度となく社長印等を持参した上で各種手続を行ったとしているほか、申立人と同一日に被保険者資格を喪

失した元同僚は、「会社は担保に取られ、その整理に追われていた。私は現場作業に従事していたが会社から給与は支払われず、請負先の事業所から最低限の賃金をもらって働いていた。」と証言している。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、事業主も既に亡くなっていることなどから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 30 日から同年 12 月 8 日まで

A社に雇用され、船舶Bに乗船していた申立期間について、船員保険の加入記録が確認できないと社会保険事務所（当時）から回答をもらった。

船員手帳に雇用期間が記載されているにもかかわらず、被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が保管する船員手帳により、船舶Bに甲板員として乗船していたことが推認できる。

しかし、申立人が記憶する同僚は、「申立人は船舶Bに乗船していたが、具体的な時期までは不明である。」と証言しており、当該船舶の被保険者記録が確認できる複数の同僚からも、申立人の乗船時期等の具体的な証言を得ることができなかった。

また、船員手帳に記載のある船長は既に亡くなっており、申立期間当時の状況等を確認することができない。

さらに、A社は昭和 46 年 1 月 31 日に解散しており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、給与からの船員保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月から 34 年 5 月まで

私は申立期間に係る船員手帳を紛失してしまったが、昭和 33 年 7 月から 34 年 5 月まで A 氏所有の船舶 B に同級生と一緒に乗船した記憶がある。船員保険料は引かれていたと思うので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、中学校の同級生と一緒に船舶 B に乗船したと主張しているところ、船舶 B に係る船員保険被保険者名簿に記載のある中学校の先輩は、「同郷の中学校を卒業した申立人及び申立人が記憶する同僚を含め約 6 人で船舶 B に乗船したことがある。」と証言している。

また、当該同級生は、「私が船舶 B に乗船したのは、昭和 34 年 3 月に中学校を卒業した後の同年 8 月 29 日から同年 12 月 16 日までである。」と証言している上、当該同級生が保管する船員手帳によると、雇入年月日は昭和 34 年 8 月 29 日、雇止年月日は同年 12 月 16 日となっており、当該同級生の船舶 B に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録は、申立人と同じく同年 9 月 1 日に資格を取得し、同年 12 月 29 日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、事業を引き継いだ事業主の次男は、「父は既に亡くなっており、当時の関係資料は保存していないが、初めて乗船する場合には、戸籍謄本及び写真を提出してもらい、健康診断を受診させていた。中卒者であっても船員保険には必ず加入させていたはずである。」と証言しているところ、同級生が保管する船員手帳によると、同級生は、昭和 34 年 8 月 28 日に健康診断を受診し、当該船員手帳は同年 8 月 29 日に C 県 D 市（現在は、E

市)が発行していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月 5 日から 33 年 7 月 3 日まで
中学卒業後、同じ土地の数名と共に A 県に行き、B 社に就職した。
ところが、社会保険事務所（当時）から、この会社に勤務していた期間については、脱退手当金を受給しているとの回答をもらった。
しかし、私は、退職時に会社からお金を受け取っていないし、どこかの役所へ出向いて現金支給を受けたり、退職後に帰った実家の C 県 D 町に送金があったということも無いので納得できない。
この会社に勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人を含む 65 名の被保険者について調査したところ、脱退手当金の受給要件を満たし、申立人の資格喪失日（昭和 33 年 7 月 3 日）の前後 2 年以内に資格喪失した者は 22 名であるが、このうち脱退手当金の支給記録のある者は申立人を含めて 21 名と多数を占めており、21 名全員について資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 9 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはみられない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 1 日から 37 年 10 月 25 日まで
脱退手当金制度を初めて知ったのは、厚生年金支給開始の通知が届いたため社会保険事務所(当時)に行った際、申立期間については脱退手当金として支給済みとの説明を受けたからである。しかし、会社側から脱退手当金について説明されたことや、手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日(昭和 37 年 10 月 25 日)から約 2 か月後の昭和 37 年 12 月 24 日に脱退手当金の支給決定がなされている上、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、同年 11 月 19 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年9月10日まで

昭和39年2月にA社に入社し半年ほど働いた後、別の事業所に勤務し平成2年3月に退職した。この期間は継続して勤めており空白が生じるはずがなく、A社での厚生年金保険期間が2か月との記録はあり得ない。

厚生年金保険料は控除されていたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A社において当時60歳ぐらいの同僚と二人で勤務しており、当該同僚について申立人は、「自分が事業所を退職するときには在職していた。」と述べているところ、オンライン記録によると、当該同僚は、同社において昭和38年4月1日に被保険者資格を取得し、39年5月18日に資格を喪失していることが確認でき、同社において、申立人が同年9月まで勤務していたとする申立てとは矛盾している。

また、当該同僚は連絡先が不明のため、当時の勤務状況等についての証言を得ることができなかった。

さらに、申立人は、当時の責任者であった者の氏名を覚えておらず、特定することができないことから、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等についての証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月から 36 年 5 月 10 日まで

私は、昭和 34 年 3 月ごろに設立された A 社で、B 社の製品の販売をしていた。当該事業所は 2 年後に別会社と合併し、C 社が設立された。

同僚の名前や会社の場所も覚えているので、A 社が厚生年金保険の適用事業所として確認できないから加入していないということでは納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における当時の取締役及び C 社での同僚の証言から、申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、前述の取締役は、A 社は従業員も少なく適用事業所ではなかったと証言しており、オンライン記録においても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人と同時期に A 社から C 社へ入社したことが確認できた同僚 4 人のうち 3 人は、「当該事業所では、厚生年金保険には加入しておらず、保険料は引かれていなかったと思う。」と証言している。

さらに、前述の同僚 4 人及び取締役においても、申立期間に厚生年金保険被保険者であった記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月ごろから同年 11 月ごろまで
② 昭和 36 年 5 月ごろから同年 11 月ごろまで
③ 昭和 37 年 5 月ごろから同年 11 月ごろまで

A社（現在は、B社）及びC事務所（現在は、D事務所）の出先事業所で働いていた当時の厚生年金保険加入期間を社会保険事務所（当時）に照会したところ、それぞれの事業所での申立期間の加入記録は無いとの回答があった。

しかし、私は申立期間①当時、A社で、また、申立期間②及び③当時、C事務所の出先事業所で、いずれも季節労働者として勤め、同時に厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社が保管する人事関係書類によると、申立人が昭和 35 年 4 月ごろから同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、就職の手続は申立人の父が行ったとしており、勤務期間、給与及び保険料控除についての記憶がほとんど無いため、申立期間①当時の勤務状況が不明である。

また、申立期間①当時、A社において季節労働者として勤務していた者は、同社で雇用されていた季節労働者は厚生年金保険に加入していなかったと証言している。

さらに、B社では、当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②及び③について、申立人は、C事務所の出先事業所に季節労働者として雇用されていたと主張していることから、申立人が雇用されていた事業所は、E事業所であると推定されるが、同事業所は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、勤務期間、給与及び保険料控除についての記憶がほとんど無いため、申立期間②及び③当時の勤務状況が不明である。

さらに、D事務所及びその上部機関は、申立期間②及び③当時、E事業所等の出先事業所で勤務していた季節労働者が厚生年金保険の適用を受けていた例は無かったと説明している。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月から 41 年 5 月まで
② 昭和 47 年 2 月 16 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 40 年 8 月から 41 年 5 月まで勤務した A 事業所 (B 社) の厚生年金保険加入期間について照会したところ、適用事業所が確認できなかったとの回答をもらった。

また、昭和 47 年 2 月 16 日から 49 年 9 月まで勤務した C 社の厚生年金保険加入期間について照会したところ、47 年 6 月 1 日資格取得となっており、申立期間②については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとする A 事業所 (B 社) は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人と同時期に当該事業所に入社したとする同僚についても、当該事業所に係る厚生年金保険加入記録は確認できなかった。

さらに、当該事業所は既に解散しており、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が昭和 47 年 2 月 16 日から C 社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 47 年 6 月 1 日であり、申立期間②は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、昭和 47 年 3 月分から同年 5 月分までの給与明細書を保管しているとする同僚は、当該期間の給与からは厚生年金保険料が控除されていないとしている。

さらに、当該事業所は既に解散しており、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。